

【参考資料】



1 福岡県ワンヘルス推進基本条例

令和3年1月5日
福岡県条例第1号

中東呼吸器症候群 (MERS)、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、そして新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 等の人獣共通感染症は、人の感染症の中で約六割を占め、人がまだ免疫を保有せず、治療法が確立していないものも少なくない。また、新興感染症の多くは人獣共通感染症であり、時に爆発的に伝播し、大流行となって人に甚大な危害を及ぼしてきた。

こうした人獣共通感染症は、農耕や都市化による森林開発など、人による地球の生態系に影響を及ぼす行為が繰り返され、また、これが気候変動の一因になって生態系の崩壊が進み、その結果、人と野生動物の生存領域が変化し、近接したことから、動物の感染症に対する抵抗力を保有しない人にも伝播するようになったものとされている。

そこで、人獣共通感染症の防疫等を推進するため世界獣医師会が発した「ベルリン宣言」(一九九三年) が端緒となり、世界保健機関 (WHO) や国際獣疫事務局 (OIE) 等が公表した「動物と人及びこれを取り巻く環境が生態系の中で相互に連携しており、人の健康は生物多様性の中で維持できていることを踏まえ、感染症リスクの抑制を図る戦略的枠組みが必要である」とのワンヘルスに関する「マンハッタン原則」(二〇〇四年) を経て、二〇一二年には、世界獣医師会と世界医師会がワンヘルスの理念に基づき連携する旨の覚書が締結された。その後、ワンヘルスの取組は、世界に広がっている。

このような状況の中で、二〇一六年に本県の北九州市で開催された世界獣医師会と世界医師会によるワンヘルス国際会議において、ワンヘルスの理念から実践に移行させる礎となる「福岡宣言」が採択され、公表されたところである。

今、世界で人獣共通感染症が多発し、人と動物の健康が脅かされ、生態系の劣化が進む中で、ワンヘルスの実践は喫緊の課題となっており、本県は、福岡宣言の地として、先頭に立ってこれを進めることが求められている。

よって、ここに、ワンヘルスの実践の仕組みを構築し、県民及び県民が愛護する動物の命と健康並びに環境の健全性を一体のものとして守り、その活動を次世代に継承していくため、この条例を制定する。

(趣旨)

第一条 この条例は、本県においてワンヘルスの理念に基づく行動又は活動を推進し、人獣共通感染症対策をはじめとするワンヘルスの理念の実践に関する課題に取り組むため、ワンヘルスの実践に係る基本理念、基本方針及びその基盤となる措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「ワンヘルス」とは、人と動物の健康及び環境の健全性はひとつのもの、すなわち「健康は一つ」であるとの概念又は理念をいう。

2 この条例において「健康」とは、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることをいう。

3 この条例において「人獣共通感染症」とは、人と人以外の動物の間で感染し、又は双方に寄生する病原体により伝染する人と動物に共通の疾病又は感染症をいう。

(基本理念)

第三条 人と動物及びこれを取り巻く環境は、生態系の中で相互に関連し、影響し合う一体のものであることから、何人も、これらをワンヘルスとして守り、次世代につなげることを旨として行動するものとする。

2 前項の基本理念にのっとり行動するに当たっては、何人に対しても、その健康状態に関する気持ち又は価値観を尊重し、自主的な取組を支援することを旨とするものとする。

(県の役割)

第四条 県は、基本理念にのっとり、ワンヘルスの実践に関し、県において実施されるべき施策の総合的な企画及び県の所掌事務に係る施策の実施並びに市町村の所掌事務に係る施策との調整等を行うものとする。

2 県は、県民のワンヘルスに関する理解を促進するため、県民及び事業者に対する啓発及び児童又は生徒に対する教育を推進するものとする。

3 県は、ワンヘルスの理念の普及又は実践に取り組む住民の団体、ボランティア等を育成し、及び支援するものとする。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、第四条各項に定める県の取組に協力し、又は所掌する事務に係るワンヘルスの実践に関する施策を推進することにより、県におけるワンヘルス推進の取組に積極的に参画するよう努めるものとする。

(医師、獣医師及び医療関係団体の役割)

第六条 医師及び獣医師は、基本理念にのっとり、医療関係団体の活動等を通じてワンヘルスの推進に関する情報交換を促進し、ワンヘルスに係る研究体制並びに医学教育及び獣医学教育の充実・強化に連携して取り組むなど、この条例に基づく県の施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

2 医師及び獣医師は、基本理念にのっとり、医療関係団体の活動等を通じて相互交流を促進し、ワンヘルスの推進における諸課題に協力して取り組むなど、ワンヘルスの実践に自主的に取り組むよう努めるものとする。

(研究者、研究機関等の役割)

第七条 医学、獣医学、環境科学その他ワンヘルス推進における諸課題に関わる学術分野の研究者、研究機関等は、基本理念にのっとり、又はこれに配慮して、その研究活動を進めるよう努めるとともに、ワンヘルス推進への寄与が期待される研究及び知見に関し、県又は県が第十四条の規定により整備するワンヘルスの中核拠点等との連携及び情報共有に協力するよう努めるものとする。

(ワンヘルス関係団体の役割)

第八条 ワンヘルスに関連する活動を行う団体は、基本理念にのっとり、第四条各項の規定による県の取組及び第五条の規定による市町村の取組に協力し、又はその創意の下に先導的なワンヘルス推進活動に取り組むよう努めるものとする。

(ワンヘルス実践の基本方針)

第九条 県、市町村その他第六条から第八条までに規定する者又は団体並びに県民及び事業者がワンヘルスの実践に取り組むに当たっては、基本理念にのっとり、次の各項に掲げる課題に関し、当該各項に規定する基本方針の下に行動し、又は活動するよう努めるものとする。

- 2 人獣共通感染症対策は、人、動物及び環境の各分野における専門的かつ科学的な知見と根拠に基づき、感染源、感染経路及び宿主それぞれに関する対策を研究し、及び講ずること並びに人獣共通感染症に対する県民の理解を深め、適切な対応を可能とすること等により、人獣共通感染症から県民の生命と健康その他の人権を守ることを旨として推進するものとする。
- 3 薬剤耐性菌対策は、抗菌性薬剤の過剰使用に起因して薬剤耐性菌が増加し、国境を越えて人と動物の健康に対する重大な脅威となっている状況を踏まえ、薬剤の適正使用等の取組について、世界保健機関(WHO)を中心とした国際的な連携及び協力の下に推進するものとする。
- 4 環境保護は、過剰な森林の伐採や化石燃料の大量消費等の人間活動が一因となった気候変動及び都市化の進展等により、生態系が劣化し、森林の中で生息していたウイルス等の微生物と人間が遭遇する契機となったとされていることから、調和のとれた自然環境の保全と生物の棲み分けの維持が人と動物の健康の維持及び生活環境の保全に不可欠であることを踏まえて推進するものとする。
- 5 人と動物の共生社会づくりは、次の各号に掲げる観点を踏まえて推進するものとする。
 - 一 現代社会において、愛玩動物が家族の一員となり、人の心の健康づくりや生活の質の向上に貢献していることから、医療、福祉、教育等、様々な分野で愛玩動物を広く活用するとともに、虐待や不適切な飼育と健康管理による愛玩動物への危害及び周辺的生活環境への被害を防止することにより人と愛玩動物の関係をより良く保つこと。
 - 二 災害発生時等、人と愛玩動物の救助が必要な事態に備え、救助犬を活用した人の救助活動や愛玩動物の避難及び救護等を迅速に実施できる体制を整備するべきこと。
 - 三 人と野生動物については、野生動物の生態や行動を理解し、適正に棲み分けることにより、

共存を図る必要があること。

- 6 健康づくりは、人及び動物が皆、身体的、精神的及び社会的に良好な状態で生きることができ、生活環境の整備を促進し、誰もがスポーツを様々な形で楽しんだり、調和のとれた自然環境と多様な動植物との関係の中で主体的に生きることができるよう支援すること等を旨として推進するものとする。
- 7 環境と人と動物のより良い関係づくりは、人の健康は、健全な環境の下で生産された健康な家畜その他の安全な農林水産物等を食することで維持されること及び次の観点等を踏まえて推進するものとする。
 - 一 人の健康に有益な働きをする細菌の活用
 - 二 生産者と消費者の結び付きを深め、食の重要性や農林水産業の役割及び意義に対する理解の促進に寄与する地産地消（その地域で生産されたものをその地域で消費し、又は利用することをいう。）の推進
 - 三 消費者が「食」に対する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な生活を実践することができるようにする「食育」の推進
 - 四 生産及び消費における環境への負荷の低減

(県民及び事業者の理解の促進)

- 第十条 ワンヘルスに関する県民及び事業者の理解を深め、基本理念にのっとり行動及び活動を促進するため、知事は、広く県民及び事業者に対する啓発活動を反復し、将来にわたり継続するものとする。
- 2 知事は、教育委員会及び私立学校等の関係者と連携して、野外活動等の体験活動を導入し、実践事例の成果等に基づき、ワンヘルスについて考え、理解する力を養うことを目的として作成された教育教材による授業を行う等、児童又は生徒の心身の発達段階に応じた方法によるワンヘルス教育の実施を促進するものとする。
 - 3 前二項の規定による啓発又は教育を行うに当たっては、知事は、基本方針に従った行動及び活動や環境の実例を学び、又は体験することができるモデル地区を整備することにより、教育委員会は、指定した学校において、児童又は生徒に対しワンヘルスに関するモデル的な教育を第六条及び第八条に規定する団体等との連携の下に実施する等により、県民等の理解の促進を図るものとする。

(県行動計画の策定)

第十一条 知事は、第九条の基本方針を具体化し、及び基本方針に基づき実施する県の施策又は取組に係る行動計画（以下「県行動計画」という。）を定め、公表するものとする。

(実施状況の公表)

第十二条 知事は、毎年度、県行動計画に基づき県が実施した施策等の状況を公表するものとする。

(推進体制の整備)

第十三条 知事は、ワンヘルスの実践が幅広い分野に及び、県の組織が一体となって県行動計画を策定し、執行することが必要であることを踏まえ、ワンヘルスに関し県の各部局が分掌する事務を横断的に統括し、処理することができる体制の整備に努めるものとする。

(ワンヘルス中核拠点の形成等)

第十四条 知事は、県行動計画に定めるところにより、基本方針に従いワンヘルスを実践する広域のかつ中核的な拠点として、人と全ての動物の健康及び環境の保全に関する事務を分担処理し、並びにこれらに関する試験検査、分析測定、調査研究等を行う組織体制の整備を推進するものとする。

2 知事は、前項の規定により整備する拠点において、医療関係団体、研究機関及び第八条のワンヘルス関係団体との連携の下に、前項に掲げる事務又は試験検査等に従事する人材を育成するものとする。

3 知事は、第一項の規定により整備する組織体制と県の各部局及び出先機関がワンヘルスの実践に向けて連携するとともに、事業者、第七条の研究機関等とも連携し、総合的かつ創造的なワンヘルスに関する取組が促進されるよう努めるものとする。

(ワンヘルス推進に係る協議・検討の場)

第十五条 知事は、この条例に基づき本県のワンヘルス実践の取組を円滑に推進するため、別に定めるところにより、県、国の関係機関、市町村、第六条及び第七条に規定する者等による継続的な協議・検討の場を設けるものとする。

(ワンヘルス推進事業者の登録等)

第十六条 知事は、本条例の趣旨に賛同してワンヘルスの推進に取り組む旨を宣言した事業者を登録し、登録事業者に対し、ワンヘルスに関する県の施策、関係者及び他の事業者の取組等の情報を提供するなど、事業者のワンヘルス実践の取組及び事業活動への活用等を促進するものとする。

(ワンヘルス実践団体等の支援)

第十七条 県は、ワンヘルスの実践に関する活動を行う団体等のうち、県及び市町村との適切な役割分担の下に県行動計画の実施に参画できると認められる団体等の活動に対し、必要な支援を行うことができるものとする。

(ワンヘルスに係る危機対応力の強化)

第十八条 知事は、第十三条及び第十四条の規定により体制を整備するに当たっては、県の内部における、又は外部との短期的な人事交流、外部の専門的知見を有する者の積極的活用、業

務委託等の柔軟かつ多様な人事管理手法を併用する等、人獣共通感染症その他のワンヘルスに対する危機への組織的な対応力を強化するよう努めるものとする。

(人獣共通感染症対策等の拠点の形成)

第十九条 知事は、第九条第二項の規定の趣旨を踏まえ、人獣共通感染症に対する広域的かつ総合的な対応力を高めるため、国、県及び民間の人獣共通感染症に関する予防、防疫、情報発信、調査研究等に関する機能並びにこれらの取組を担う人材の育成に関する機能等を集積させることにより、アジア各国及び九州各県の自治体、医療機関、大学及び研究機関等と広域的に連携して人獣共通感染症対策等を総合的に先導する拠点を形成するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の拠点を形成するに当たっては、その検討の段階から、誘致又は設置する防疫関係施設等及びその運用、研究等に関する情報を、広く地域住民その他の関係者に提供し、並びに説明、意見交換等を行うことにより、その理解を促進するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の見直し)

2 この条例は、その運用状況、ワンヘルスに関する自然及び社会の状況、我が国及び世界におけるワンヘルスへの取組状況等を勘案し、適宜、適切な見直しを行うものとする。

(検討)

3 第九条第二項の人獣共通感染症対策については、この条例の趣旨にのっとり、我が国における人獣共通感染症の発生状況及び必要となる対策等を検討し、その結果に基づいて、条例の制定を含め所要の措置を講ずるものとする。

2 計画策定の経緯

日程	内容
2020(令和2)年12月18日	福岡県議会において、議員提案により、「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が可決・成立
2021(令和3)年 1月 5日	「福岡県ワンヘルス推進基本条例」の公布・施行
2021(令和3)年 8月10日	ワンヘルス・地方分権調査特別委員会 ・ワンヘルス推進基本条例に基づく行動計画の進捗状況について
2021(令和3)年 4月 1日	ワンヘルス総合推進室の設置
2021(令和3)年 9月13日	庁内ワンヘルス推進会議 ※ 策定に当たっては庁内関係課と随時調整
2021(令和3)年 9月27日	厚生労働環境委員会 ・ワンヘルス推進基本条例に基づく行動計画の進捗状況について
2021(令和3)年 9月28日	第1回福岡県ワンヘルス推進協議会 ・福岡県ワンヘルス推進行動計画骨子(案)について
2021(令和3)年11月 2日	第2回福岡県ワンヘルス推進協議会 ・福岡県ワンヘルス推進行動計画(原案)について
2021(令和3)年11月24日 ~12月 6日	福岡県ワンヘルス推進行動計画(原案)に対する意見募集(パブリックコメント)
2021(令和3)年11月29日	庁内会議
2021(令和3)年12月17日	第3回福岡県ワンヘルス推進協議会 ・福岡県ワンヘルス推進行動計画(案)について
2022(令和4)年 1月19日	ワンヘルス・地方分権調査特別委員会 ・福岡県ワンヘルス推進行動計画(案)について
2022(令和4)年 3月18日	厚生労働環境委員会 ・福岡県ワンヘルス推進行動計画の策定について

3 福岡県ワンヘルス推進協議会委員名簿

氏名	職名等	備考
藏内 勇夫	公益社団法人日本獣医師会 会長 公益社団法人福岡県獣医師会 名誉会長	顧問
横倉 義武	公益社団法人日本医師会 名誉会長	会長
松田 峻一良	公益社団法人福岡県医師会 会長	副会長
草場 治雄	公益社団法人福岡県獣医師会 会長	副会長
稲光 毅	公益社団法人福岡県医師会 常任理事	委員
今村 和彦	公益社団法人福岡県獣医師会 専務理事	委員
上田 厚	熊本大学 名誉教授	委員
大山 茂	一般社団法人福岡県歯科医師会 会長	委員

氏名	職名等	備考
緒方 初美	特定非営利活動法人福岡県レクリエーション協会 事務局長	委員
岡部 貴美子	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 生物多様性・気候変動研究拠点 拠点長	委員
掛川 裕之	公益社団法人福岡県食品衛生協会 専務理事	委員
佐々木 浩	筑紫女学園大学現代社会学部 教授	委員
戸川 温	福岡大学病院感染制御部 准教授	委員
乗富 幸雄	福岡県農業協同組合中央会 代表理事会長	委員
林 泰輔	一般社団法人九州動物福祉協会 事務局長	委員
原口 亨	公益社団法人福岡県薬剤師会 会長	委員
樋口 善之	福岡教育大学教育学部 教職教育院 准教授	委員
古瀬 充宏	九州大学大学院農学研究院 資源生物科学部門 教授	委員
堀内 基広	北海道大学大学院獣医学研究院 教授	委員
前田 健	国立感染症研究所獣医科学部 部長	委員
大和 日美子	公益社団法人福岡県看護協会 会長	委員
藤本 秀士	厚生労働省福岡検疫所 所長	委員
大友 浩幸	農林水産省動物検疫所 門司支所長	委員
白迫 正志	環境省九州地方環境事務所福岡事務所 所長	委員
香原 勝司	福岡県議会 ワンヘルス・地方分権調査特別委員会 委員長	委員
井上 博隆	福岡県議会 厚生労働環境委員会 委員長	委員
吉武 邦彦	福岡県議会 農林水産委員会 委員長	委員
白石 博昭	福岡県保健医療介護部 部長	委員
小磯 真一	福岡県環境部 部長	委員
重吉 俊二郎	福岡県農林水産部 部長	委員
寺崎 雅巳	福岡県教育委員会 副教育長	委員
武末 竜久	福岡県市長会 事務局長	委員
星井 寿俊	福岡県町村会 事務局長	委員

(2021(令和3)年12月末現在、敬称略)

4 庁内ワンヘルス推進会議構成課

部名	構成課(室)名
総務部	防災企画課
人づくり・県民生活部	スポーツ振興課
保健医療介護部	ワンヘルス総合推進室(事務局)
	健康増進課
	がん感染症疾病対策課
	生活衛生課

部名	構成課(室)名
保健医療介護部	医療指導課
	薬務課
福祉労働部	障がい福祉課
環境部	環境保全課
	循環型社会推進課
	自然環境課
商工部	中小企業技術振興課
	新産業振興課
農林水産部	農山漁村振興課
	食の安全・地産地消課
	畜産課
	林業振興課
	漁業管理課
	水産振興課
建築都市部	公園街路課
教育庁教育振興部	義務教育課
	体育スポーツ健康課

(2022(令和4)年2月末現在)

5 市町村におけるワンヘルスの推進に係る動向

(市町村議会におけるワンヘルスの推進に関する議決の可決)

年月日	市町村議会
2021(令和3)年 6月15日	筑後市議会
2021(令和3)年 9月 7日	みやま市議会
2021(令和3)年 9月24日	直方市議会
2021(令和3)年 9月24日	那珂川市議会
2021(令和3)年10月 1日	北九州市議会
2021(令和3)年12月17日	宗像市議会
2021(令和3)年12月24日	福岡市議会
2022(令和4)年 2月15日	宮若市議会

(市町村におけるワンヘルスの推進に関する宣言の表明)

年月日	市町村
2021(令和3)年 9月 7日	みやま市
2021(令和3)年10月 1日	直方市
2021(令和3)年11月30日	北九州市

(2022(令和4)年2月末現在)

6 用語解説

	用語	説明
あ行	愛知目標	正式名称は「生物多様性新戦略計画」。2010（平成22）年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択されたことにちなんで「愛知目標」（ポスト2010年目標（2011-2020年））と呼ばれます。「愛知目標」は、2050（令和32）年までに「自然と共生する」世界を実現するという長期目標（ビジョン）を掲げ、2020（令和2）年までに「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」という短期目標（ミッション）及び20の個別目標の達成を目指すものです。
	石綿（アスベスト）	耐火、耐熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物であり、安価で加工しやすいことから、多くが建築材料に使用されてきました。吸引することにより肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こすため日本では現在製造・使用等が禁止されていますが、過去に使用されたものの多くは建築物等に残存しています。石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、「労働安全衛生法」や「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等で予防や飛散防止等が図られています。
	犬及び猫の引取り数	「狂犬病予防法」に基づき捕獲された犬並びに動物愛護管理法第35条及び第36条に基づき行政機関に引き取られた犬及び猫の数を指します。
	温室効果ガス	地球の大気中に含まれており、主にCO ₂ 、フロン類、メタン等のことを指します。これらのガスは赤外線を吸収し、再び放出する性質を持っています。この性質のため、太陽からの光で暖められた地球の表面から地球の外に向かう赤外線の多くが、熱として大気に蓄積され、再び地球の表面に戻ってきます。この戻ってきた赤外線が、地球の表面付近の大気を暖めます。
か行	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。CO ₂ をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しており、カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

	用語	説明
か行	外来種	人為により自然分布域の外から持ち込まれた種のこと。自然に分布するものと、同種であっても他の地域個体群から持ち込まれた場合も含まれます。
	化石燃料	石炭、石油、天然ガス等を化石燃料と言います。石炭や石油等は、大昔の動植物やプランクトンが地中に埋まり長い年月をかけて圧力や温度の変化を受けながら変化してできたものであり、埋蔵量に限りがあります。化石燃料は地球温暖化や酸性雨の原因となるとも言われています。
	環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。1992(平成4)年に、国が位置づけ、全国的に推進しています。
	感染症発生動向調査	1981(昭和56)年から開始され、1999(平成11)年4月から感染症法に基づき実施されている施策。 感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療機関への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ確かな予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止することを目的としています。感染症の種類による全数把握(全ての医師が、対象の感染症の診断を行った際に、保健所に届け出る)と定点把握(定点として指定された医療機関が、対象の感染症の発生状況を指定の期間(週又は月)ごとにとりまとめて、保健所に届け出る)により発生状況の把握が行われており、この情報を全国で共有し、迅速な診断等につなげています。
	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)	気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の略で、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988(昭和63)年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織。
	希少種	個体数が少なく簡単には見られない種や亜種のことを指します。希少種にはレッドデータブックに記載されている絶滅危惧種も含まれますが、それ以外にも、本来の生息地が局限している種・亜種や学術上の重要性が高い種・亜種等も含まれます。
	結核	結核菌によって発生する我が国の主要な感染症の一つ。毎年新たに1万人以上の患者が発生しており、世界的にみても日

	用語	説明
か行		<p>本はまだ結核の低まん延国ではありません。</p> <p>いわゆる空気感染を起こし、一般的には肺の内部で増えて、咳、痰、呼吸困難等の症状を呈することが多いですが、肺以外の腎臓、骨、脳など身体のあらゆる部分に影響を及ぼすことがあります。また、結核菌に感染した場合、必ずしもすぐに発症するわけではなく、体内に留まったのち再び活動を開始し、発症することがあります。通常は治療可能で治癒を目指せる疾患ですが、薬剤耐性を持った結核菌の場合、治療薬の選択肢が少なくなり、治療が難しくなるため、世界的に問題となっています。</p>
	ゲノム解析	<p>生物のもつ遺伝情報を総合的に解析すること。</p>
	光化学オキシダント	<p>工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では目やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼす恐れがあり、農作物などにも影響を与えられています。</p>
	抗微生物剤	<p>人、動物、農業で使用され、病原微生物に対する抗微生物活性を持ち、感染症の治療、予防又は動物の飼料中の栄養成分の有効利用の目的で利用されている製剤の総称のこと。人で用いられる抗微生物薬、動物又は農業で用いられる抗微生物剤を指します。このうち、人に対する抗微生物薬には、抗菌薬（細菌に対する抗微生物活性を持つもの。抗生物質及び合成抗菌剤）、抗真菌薬、抗ウイルス薬、抗寄生虫薬が含まれます。動物用の抗微生物剤には、動物用抗菌性物質（細菌に対する抗微生物活性を持つもの。抗生物質及び合成抗菌剤）、抗真菌剤、抗ウイルス剤、抗寄生虫剤が含まれます。動物用医薬品として動物の感染症の治療に用いられる動物用抗菌剤及び飼料中の栄養成分の有効利用目的で用いられる抗菌性飼料添加物をあわせて動物用抗菌性物質と呼びます。なお、本行動計画では、国のアクションプランの定義に合わせ、人及び動物へ用いる抗微生物活性のある物質及び製剤について「抗微生物剤」と総称し、人に関するものは、特に「抗微生物薬」としています。</p>
	抗微生物薬	<p>本行動計画では、国のアクションプランの定義に合わせ、人へ用いる抗微生物活性のある物質及び製剤について抗微生物薬と呼称しています。抗微生物薬には、抗菌薬（細菌に対する抗微生物活性を持つもの。抗生物質及び合成抗菌剤）、抗真菌薬、抗ウイルス薬、抗寄生虫薬が含まれます。</p>

	用語	説明
さ行	サーベイランス	問題の実態を把握するために定期的に調査を行い、動向を把握したり変化を検出すること。
	再生可能エネルギー	太陽光、水力、風力、バイオマス、地熱など、自然の中で繰り返し起こる現象から抽出でき、一度利用しても比較的短期間に再生が可能な、資源が枯渇しないエネルギー資源のこと。
	実需者	食品製造業・飲食店・小売店など食にかかわる事業者。
	指定感染症	既に知られている感染症のうち、感染症法の一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症に分類されていない感染症で、感染症法上の規定の全部又は一部を準用するなど、一類～三類感染症に準じて対応しなければ、そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとして、国が政令で定めるもの。指定は1年間とされ、更に1年間の延長が可能となっています。新型コロナウイルス感染症も、当初は指定感染症に指定されていましたが、2021(令和3)年2月13日から、新型インフルエンザ等感染症に分類されています。
	ジビエ	食材となる野生鳥獣肉のこと。
	獣肉処理施設	「食品衛生法」に規定する「食肉処理業」の営業許可を受けた施設のうち、イノシシ肉等を取り扱う施設を指します。
	循環型社会	廃棄物の発生を減らし、資源の有効利用を図り、適正な処分を行うことによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。「循環型社会」の形成に向けて、2000(平成12)年6月「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。
	飼養衛生管理基準	家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準(「家畜伝染病予防法」第12条の3)。家畜の所有者は、飼養衛生管理基準の定めるところにより、家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければなりません。
	省エネルギー	エネルギーを効率よく使用すること。石油や石炭、天然ガス等のエネルギー資源の枯渇を防止するとともに、温室効果ガスの多くを占めるエネルギー起源のCO ₂ 排出削減につながります。
食鳥検査	安全で衛生的な食肉の供給を図るため、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づいて、食鳥処理場に	

	用語	説明
さ行		搬入され処理される食鳥（鶏、あひる、七面鳥）一羽ごとに食鳥検査員（獣医師）が行う様々な検査のこと。
	所有者不明の犬又は猫の引取り	動物愛護管理法第35条第3項に基づき、所有者の判明しない犬又は猫の拾得者等から求められた場合に、犬又は猫を引き取ること。
	飼料添加物	飼料添加物とは、(1) 飼料の品質低下を防止する（防かび剤、抗酸化剤、乳化剤等）、(2) 飼料の栄養成分を補給する（ビタミン、ミネラル、アミノ酸等）、(3) 飼料に含まれる栄養成分の家畜への有効利用を促進する（抗生物質、酵素、生菌剤等）ことを目的として用いられる物質で、農林水産大臣により157品目が指定されています（2016（平成28）年10月）。飼料添加物を含む飼料の使用が原因で畜産物の生産が阻害されたり、ヒトに有毒な畜産物が生産されたりすることを防止するため、飼料添加物について、製造、使用、保存方法、表示の基準や成分規格が定められており、これに適合しないものは飼料に添加できません。
	森林セラピー	森林内にはストレスホルモンの減少や血圧の安定など、心身への健康維持・増進等の効果があることが実証されています。こうした効果を科学的な証拠で裏付けた森林浴が「森林セラピー」であり、この森林セラピーに適しているとして認定されるのが「森林セラピー基地」です。
	水源かん養機能	森林や水田などの土壌は、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持っており、これを水源かん養機能と言います。
	スマートセル	ゲノム編集技術等を使い、微生物や植物が持つ物質生産能力を高度制御した生物細胞のことを言います。品種改良はもとより、新素材、医薬品、バイオ燃料など幅広い分野での製品開発が可能となります。
	生物食品研究所	バイオテクノロジーの基幹研究所として1995（平成7）年4月に設置された県の機関であり、食品・バイオ関連分野における県内中小企業の技術の高度化や新製品開発を支援しています。
	生物多様性国家戦略	生物多様性条約及び「生物多様性基本法」に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。1995（平成7）年に初めて策定され、これまで4度の改定が行われています。

	用語	説明
さ行	生分解性マルチシート	マルチシートとは、畑の畝を覆うための資材で、防草や地温上昇などのために使用するフィルムのこと。生分解性マルチシートは、土壌中の微生物によって分解されます。
	絶滅危惧種	様々な要因により個体数が減少し絶滅の危機に瀕している種・亜種を指します。進化の過程では絶滅することも自然のプロセスですが、今日の絶滅は、自然のプロセスとはまったく異なり、様々な人間活動の影響のもと、かつてない速さと規模で進んでおり、絶滅の防止は地球環境保全上の重要な課題となっています。
た行	多自然工法	工事の対象となる河川・道路などが本来有している生物環境に配慮し、自然景観の保全・創出を目指した工法のことを言います。
	脱炭素社会	温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を実現する社会。
	地域猫活動	飼い主のいない猫の地域における過剰繁殖やトラブル防止のために、地域住民が主体となり、地域合意のもとに不妊去勢手術や糞の始末を行い、猫を適正に管理する活動のことを言います。
	中山間地域	中山間地域とは、平野の外側の周辺部から山間地までの、棚田や樹園地などが広がる山あいの地域を示します。山間部の多い日本では国土面積の約7割を占めています。また、総農家数の約4割及び耕地面積の約4割が中山間地域にあり、我が国の農業・農村にとって、重要な地域となっています。福岡県の中山間地域は、県土面積の約4割にあたり、総農家数の約3割及び耕地面積の約3割を有しています。
	中山間地域等直接支払制度	傾斜などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者の方々に対して、交付金を交付する制度です。
	鳥獣保護区	鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために指定され、狩猟による鳥獣の捕獲が禁止される区域のことを言います。鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要があると認められる区域については、特別保護地区として指定することができます。特別保護地区内では、建築物その他の工作物の新改増築、水面の埋立て、干拓、木竹の伐採など、鳥獣の保護に影響を及ぼす恐れがある行為を行うには、環境大臣又は都道府県知事の許可を受ける必要があります。

	用語	説明
た行	動物愛護推進員	地域における犬や猫等の動物の愛護の推進を図るため、動物の愛護の推進に熱意と豊富な識見を有する者のうちから、都道府県知事等が委嘱した者。
	動物用抗菌性物質	動物に使用する抗微生物剤の総称。本行動計画では、国のアクションプランの定義に合わせ、「動物用抗菌剤」及び「抗菌性飼料添加物」をあわせて「動物用抗菌性物質」と呼称しています。
	特定外来生物	外来種のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された生物のことを言います。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出等が禁止され、これに違反すると3年以下の懲役、又は300万円以下の罰金が課せられます。
	土壌含有量基準	特定有害物質が含まれる汚染土壌を直接摂取することによる健康リスクを対象とした基準。「土壌汚染対策法」に基づく基準であり、この基準を超える特定有害物質がある場合、指定区域として指定されます。
	土壌溶出量基準	汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康リスクを対象とした基準。「土壌汚染対策法」に基づく基準であり、この基準を超える特定有害物質がある場合、指定区域として指定されます。
	と畜検査	安全で衛生的な食肉の供給を図るため、「と畜場法」に基づき、と畜場に搬入され処理される獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）一頭毎にと畜検査員（獣医師）が行う様々な検査のことを言います。
は行	バイオ技術	生物の持つ能力や性質を利用し、人間の生活や環境保全に役立せる技術のこと。
	バイオマス	もともと生物（bio）の量（mass）のこと（生物体量）ですが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいうことが多くなっています。バイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿（ふんによろ）、プランクトンなどがあります。再生可能エネルギーの一つです。
	干潟	遠浅の海岸で潮が引くと干出する砂質、砂泥質あるいは泥質の場所を指し、河川によって運ばれた土砂が河口付近に堆積してできたものを言います。

	用語	説明
は行	微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊している直径が2.5 μ m以下の超微粒子(1 μ mは1mmの千分の一)のことを言い、大気汚染の原因物質の一つです。粒径が小さい分、気管を通過しやすく、肺胞など気道より奥に付着するため、人体への影響が大きいと考えられています。
	病性鑑定	家畜の疾病について、ウイルス検査や細菌検査、病理検査、生化学検査等の精密検査によって原因究明すること。
	ふくおかエコ農産物認証制度	県内の生産者において、化学合成農薬及び化学肥料の両方を県基準の5割以下に低減した栽培計画を県が認証する制度。
	福岡県公共工事生物多様性配慮指針	県が実施する公共工事が、より生物多様性に配慮したものになるように、生物多様性を保全するための配慮の進め方や配慮すべき視点などを示した指針。
	浮遊粒子状物質	浮遊している粉じんのうち、粒径が10 μ m(1 μ mは1mmの千分の一)以下の細かい粒子。工場や自動車から排出されるほか、黄砂や火山活動等の自然現象によるものなど多種多様な発生源があります。高濃度で肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼします。
	ペニシリン耐性	抗生物質の一つであるペニシリンに対し、抵抗性を獲得すること。
	ホースセラピー	ホース・アシステッド・セラピーと呼ばれる動物介在療法の一つ。馬とふれあうことでその人に内在するストレスを軽減させたり、あるいは当人に自信をもたせたりといったことを通じ精神的な健康を回復させることができると考えられています。
	保健環境研究所	県民の健康と快適な環境を守るため、保健・環境行政を科学的・技術的側面から支える県の試験・研究機関。各種の試験検査のほか、新たな課題解決に向け、細菌・ウイルスによる感染症・食中毒や食品中の有害物質等の保健分野や、大気、水、廃棄物、放射能、自然生態系等の環境分野における調査研究等を進めています。
ま行	マイクロチップ	2mm×12mmの生体ガラスで覆われた動物の個体識別等を目的とした電子標識器具。 それぞれに固有番号(15桁)を書き込んだ超小型集積回路及びコイルが生体適合ガラスの中に封入されており、皮下に注入し、専用のリーダー(読取機)で感知してデータを読み取ります。

	用語	説明
ま行	水循環機能	地球上の水は、気圏では水蒸気、陸圏では地表水（河川水、湖沼水）や土壌水分、地下水、また水圏では海水や流水などに形を変え、存在しています。これらは孤立的ではなく、連続的に相互に流入、流出しています。この循環を「水循環」と呼びます。日本のような中緯度湿潤森林流域では、水は基本的に「降水→土壌水→地下水→地表水→海洋」という循環系を形成します。近年は、生活の快適性や利便性、安全性の向上や産業経済活動の拡大のため、飲料水・工業用水の確保や、治水や灌漑（かんがい）、上下水道や水路整備など人為的な水循環が構築されてきました。こうした人為影響に伴い、水循環が単調化・阻害され、水環境保全の観点から看過できないと認識されるようになっていきます。
	みどりの食料システム戦略	近年の我が国を取り巻く様々な課題や動向（生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退、温暖化や大規模災害の発生、新型コロナウイルス感染症によるサプライチェーンの混乱、SDGsや環境を重視する国内外の動き等）を踏まえ、生産から消費までサプライチェーンの各段階において、新たな技術体系の確立と更なるイノベーションの創造により、我が国の食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するための国家戦略。革新的な技術や生産体系を順次開発し、社会実装することにより、2050（令和32）年までに農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化の実現、化学農薬や化学肥料の使用量の低減、有機農業の取組面積の拡大などの実現を目指すこととされています。
	みなし浄化槽（単独処理浄化槽）	家庭や事業所等に設置され、トイレからの排水のみを処理する施設のことを言います。トイレ以外からの雑排水を未処理で放流し、水環境の保全に悪影響を与えることなどから、2001（平成13）年4月1日に新設が禁止されました。
	メチシリン耐性	抗生物質の一つであるメチシリンに対し、抵抗性を獲得すること。
	藻場	海草のアマモ類、海藻のホンダワラ類、アラメ・カジメ類、コンブ類およびテングサ類等から形成される群落のことを言います。
や行	薬剤耐性	微生物（細菌、真菌、ウイルス、寄生虫）による感染症に対し、抗微生物剤が無効になる、又は、製剤による効果が減弱する事象を指します。
	薬剤耐性菌	抗微生物剤に対し抵抗性を獲得した細菌のことを言います。

	用語	説明
英数字	DXN 類	ダイオキシン類の略称で、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) の3種類の化合物の総称。ごみの焼却や金属の精錬過程など様々な所で発生するため、環境中には広く存在しますが、量は非常にわずかです。
	GAP	<p>Good Agricultural Practiceの略。</p> <p>適正農業規範と訳されていますが、一般的には農業生産工程管理と呼んでいます。</p> <p>農産物の生産段階での安全対策のために、自分たちでルールを作りそれを実践していく取り組みの事です。以下のような作業の繰り返しで構成されます。</p> <p>①計画 (Plan)：農作業の計画を立て、チェックリスト (点検項目) を定める。</p> <p>②実践 (Do)：チェックリストを確認し、農作業を行い、記録する。</p> <p>③点検・評価 (Check)：記録を点検し、改善できる部分を見つける。</p> <p>④見直し・改善 (Action)：改善すべき点を見直し、次の作付けに役立てる。</p> <p>GAPを導入したときの効果として、以下の2点があります。</p> <p>①農産物の収穫後に行う管理方法 (残留農薬検査等の結果管理) よりも、農作業の各工程を記録・点検するGAPの方が、より効果的に安全な農作物を生産できるとともに、消費者・食品事業者への説明や問題が起こった時の原因究明に役立ちます。</p> <p>②食品の安全確保以外にも、記録に基づき農作業の改善を行うことで、環境への配慮、生産コストの削減、品質の向上などにつなげることが可能となります。</p>
	MRSA	Methicillin-resistant Staphylococcus aureus (メチシリン耐性黄色ブドウ球菌) の略で、メチシリン等のペニシリン剤をはじめとして、β-ラクタム剤、アミノ配糖体剤、マクロライド剤等の多くの薬剤に対し耐性を示す黄色ブドウ球菌のことを言います。
	NO ₂	二酸化窒素の略称。主に石油や石炭等の燃料の燃焼に伴い発生し、工場や事業場及び自動車等から排出される。高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われています。

	用語	説明
英数字	SPM	浮遊粒子状物質の略称。
	VMAT (災害派遣獣医療チーム)	災害等の緊急事態発生時、動物の健康に係る様々な事態に対処可能な、専門的な訓練を受けた獣医療チームのことを言います。